

# 合併協議会だより

平成17年6月発行 vol.7

発行：伊勢地区合併協議会 TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022  
〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所内



▲事前選考の様子（デザインの専門的知識を有する方々）

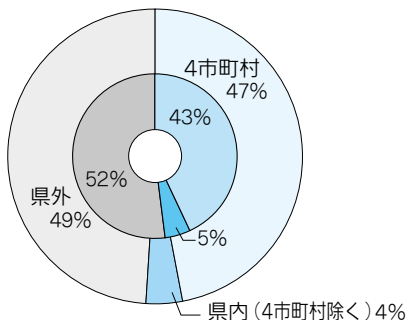
新「伊勢市」  
市章の選考はじまる！

## 応募状況内訳

最終確定数

居住地域	応募者数(人)	応募件数(件)
4市町村	643	854
県内(4市町村除く)	54	92
県外	663	1,046
計	1,360	1,992

応募者割合(外側)  
応募件数割合(内側)



市章募集に多数のご応募をいただきありがとうございます。4月1日から5月31日までの新「伊勢市」の市章募集に対して、4市町村内をはじめ全国から総数千9百92点の応募がありました。新しい市章は現在、第1次選考作業を終えて、7月14日に開催される第18回協議会で決定される予定です。

## 市章選定の作業スケジュール

6月上旬	事前選考等	30点
6月23日	第1次選考 (市章候補選定委員会)	10点
7月14日	最終選考 (合併協議会)	最優秀賞 1点 優秀賞 4点
11月1日	新「伊勢市」市章の告示・制定	



平成17年11月から

# 住所の表示が変わります。

合併に伴う新「伊勢市」の住所表示は、次のようになります。

なお、現伊勢市については、変更ありませんので、二見町、小俣町、御園村に係る分を掲載します。大字及び字の表記については、必要ありません。また、合併による番地及び電話番号の変更はありません。郵便番号については、二見町茶屋と二見町光の街が現在調整中ですが、ほかは変更ありません。

## ●現二見町

現在の表示		新市における表示		読み方	郵便番号
現 町 村 名	現 大 字 名	新 市 名	新 町 名		
度会郡二見町	松 下	伊 勢 市	二見町松 下	ふたみちようまつした	519-0601
	江		二見町 江	ふたみちようえ	519-0602
	江 の 一 部		二見町茶 屋	ふたみちようちやや	調整中
	三 津		二見町三 津	ふたみちようみつ	519-0603
	山 田 原		二見町山田原	ふたみちようやまだはら	519-0604
	溝 口		二見町溝 口	ふたみちようみぞぐち	519-0605
	荘		二見町 荘	ふたみちようしょう	519-0606
	西		二見町 西	ふたみちようにし	519-0607
	今 一 色		二見町今一色	ふたみちよういまいしき	519-0608
	山田原の一部及び溝口の一部		二見町光の街	ふたみちようひかりのまち	調整中

## ●現小俣町

現在の表示		新市における表示		読み方	郵便番号
現 町 村 名	現 大 字 名	新 市 名	新 町 名		
度会郡小俣町	明 野	伊 勢 市	小俣町明野	おばたちょうあけの	519-0501
	相 合		小俣町相合	おばたちょうそうごう	519-0502
	元 町		小俣町元町	おばたちょうもとまち	519-0503
	宮 前		小俣町宮前	おばたちょうみやまえ	519-0504
	本 町		小俣町本町	おばたちょうほんまち	519-0505
	湯 田		小俣町湯田	おばたちょうゆた	519-0506
	新 村		小俣町新村	おばたちょうしむら	519-0507

## ●現御園村

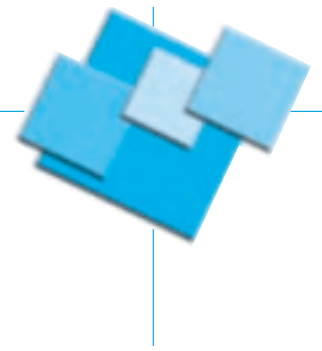
現在の表示		新市における表示		読み方	郵便番号
現 町 村 名	現 大 字 名	新 市 名	新 町 名		
度会郡御園村	高 向	伊 勢 市	御園町高 向	みそのちょうたかぶく	516-0805
	長 屋		御園町長 屋	みそのちょうながや	516-0804
	王 中 島		御園町王中島	みそのちょうおうなかじま	516-0803
	新 開		御園町新 開	みそのちょうしんがい	516-0802
	上 條		御園町上 條	みそのちょうかみじょう	(三軒屋) 515-0521 (その他) 516-0806
	小 林		御園町小 林	みそのちょうおはやし	516-0801

## 住所表示の変更による手続き等

住所の表示が変わることによる官公署等での住所変更の手続きは、ほとんど必要ありませんが、一部必要な場合もあります。  
主な手続きについてお知らせします。

## ●官公署等関係

項目	該当者	住所変更による手続き		お問合せ先
		要・不要	手続きの方法	
JAS法及び食品衛生法に基づく食品表示について	食品等製造・加工業者	要	食品等の表示の製造事業者等の「住所」をすみやかに変更する必要があります。	◆三重県農水商工部 農水産物安全室 食品表示・市場グループ 津市広明町13 Tel 059-224-2497 ◆南勢志摩県民局保健 福祉部 衛生指導グループ、 食の安全・安心監視グループ 伊勢市勢田町622 Tel.0596-27-5151、5150
不動産(土地・建物)登記簿の所在		不要	・所在変更の手続きは必要ありません。 ・登記官の職権により新所在名への変更を順次行います。	
不動産所有者、抵当権者、仮登記権利者等(土地登記簿、建物登記簿等の住所)	土地登記簿、建物登記簿等に旧町村の住所で登記されている方	不要	・住所変更の手続きは必要ありません。 ・不動産登記規則第92条の規定により、新市名である「伊勢市」と読み替えますが、住所変更を希望される方は、新市で発行する変更証明書を添付して登記することができます。 なお、この場合の登録免許税は非課税です。	
会社、法人の本店(主たる事務所)または支店(従たる事務所)の所在及び役員の住所	旧町村に本店(主たる事務所)または支店(従たる事務所)を有する会社等及びその代表者	不要	・所在変更、住所変更の手続きは必要ありません。(商業登記法第26条等の規定により、新所在名への変更があったものとみなされます。) ・伊勢支局で管轄する会社、法人の本店(主たる事務所)及び支店(従たる事務所)並びに役員の住所について、登記官の職権により新所在名への変更を行います。 ただし、伊勢支局管轄以外で本店・支店あるいは役員の住所が旧所在名となっている場合は、必要に応じて、それぞれの会社、法人からその管轄法務局に対して、新市で発行する変更証明書を添付して、新所在名への修正の申出をしていただくこととなります。 なお、この場合の登録免許税は非課税です。	津地方法務局伊勢支局 伊勢市岡本1-1-13 (伊勢法務総合庁舎) Tel 0596-28-6158、6159
<b>市町村合併に伴う法務局からのお知らせとお願い</b> <b>市町村合併に伴う類似商号の調査について</b> 類似商号禁止の規定(商業登記法第27条)により、同一市内において類似商号を登記することができないことから、市町村合併後に新「伊勢市」での会社設立、本店移転、商号変更、目的変更の登記を予定されている方は、現「伊勢市」、「二見町」、「小俣町」、「御園村」の地域について類似商号の有無の調査を行っていただきますようお願いいたします。 なお、市町村合併前に存在する会社には、類似商号禁止の規定は適用されません。 ご不明な点は、法務局窓口でお問い合わせください。				



項目	該当者	住所変更による手続き		お問合せ先
		要・不要	手続きの方法	
労働安全衛生法に規定する免許証	左記免許証の所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません	◆三重県労働局安全衛生課 津市島崎町327-2 TEL 059-226-2107 ◆伊勢労働基準監督署 伊勢市船江1-12-16 TEL 0596-28-2164
労働安全衛生法に規定する技能講習終了証	左記技能講習終了証の所持者	不要		技能講習終了証を発行した指定教習機関
自動車検査証(軽自動車)	軽自動車(四輪)の使用者・所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 住所変更を希望される方は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付のうえ手続きを行ってください。	軽自動車検査協会 三重事務所 津市雲出長常町字六ノ割 1190-10 TEL 059-234-8431
軽自動車の届出済証	二輪の軽自動車(排気量126cc~250cc)の使用者・所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 譲渡及び廃車をされる際は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付のうえ手続きを行ってください。	中部運輸局三重運輸支局 登録部門 津市雲出長常町字六ノ割 1190-9 TEL 059-234-8416
自動車検査証(普通自動車及び小型二輪自動車)	普通自動車及び小型二輪自動車(排気量251cc~)の使用者・所有者	不要		
郵便関係	郵便物関係	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 郵便物のあて先は、合併前の住所でも配達されますが、差出人の方に機会をとらえて、新住所をお知らせいただくようご配慮をお願いします。	伊勢郵便局 伊勢市岩渕3-6-10 TEL 0596-28-2049
郵便貯金通帳、簡易保険証書、郵便貯金キャッシュカード	左記通帳等をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	最寄の郵便局

平成16年度決算を承認

# 組織・機構の整備方針 市章選定などについて報告

## 第17回協議会

5月12日、伊勢市生涯学習センター「いせトピア」1階の多目的ホールにおいて、第17回合併協議会が開催されました。  
会議では、平成16年度伊勢地区合併協議会決算認定の審議、また「組織・機構の整備方針（中間報告）」、市章選定などの報告が行われました。

### 審議事項

#### ■平成16年度伊勢地区合併協議会決算認定

平成17年4月28日、御蘭村役場において平成16年度の伊勢地区合併協議会の監査が執行され、その結果を受けて、平成16年度伊勢地区合併協議会決算認定について、審議がなされました。

事業報告では、合併協議会、助役・幹事会、専門部会、分科会など会議の開催状況や、事業推進のための電算システム統合化支援業務、新市例規整備支援業務などの各種事業などが報告されました。

また、平成16年度の歳入歳出状況については、歳入が2千8百63万7千2百94円に対し、歳出が

2千4百50万3千4百23円で、執行率は85.56%となり、差額の4百13万3千8百71円は平成17年度に繰越されることになります。

詳細については合併協議会のホームページでご覧いただけますが、大まかな内訳は次のとおりです。

【会議費】合併協議会を開催するのに必要な経費です。

予算額百35万千円に対して、執行済額は百34万3千9百62円でした。

【事務局費】事務局を運営していくための経費です。

予算額7百66万円に対して、執行済額は7百52万8百41円でした。

【事業推進費】合併して新市になるために必要な電算システムの統合、例規の整備などの準備をするための経費です。

予算額千5百64万4千円に対して、執行済額は千5百63万8千6百20円でした。



▲監査結果の報告を行う西田監査委員

【予備費】不測の支出に備えるためのものです。

予算額3百98万3千円に対し、執行済額は0円でした。



### 報告事項

#### ■新市の組織・機構の整備方針（中間報告）

新市の組織及び機構の取扱いについては、平成16年6月24日の第3回協議会において、  
一 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。  
二 新市の事務組織及び機構は、「新市における

事務組織・機構の整備方針」を策定し、それに基き整備する。  
と決定されました。

この決定を受けて、協議会では平成17年2月9日、4市町村の助役、幹事を中心とした「組織・機構・給与・人事プロジェクト」が設立され、具体的な作業に着手しました。

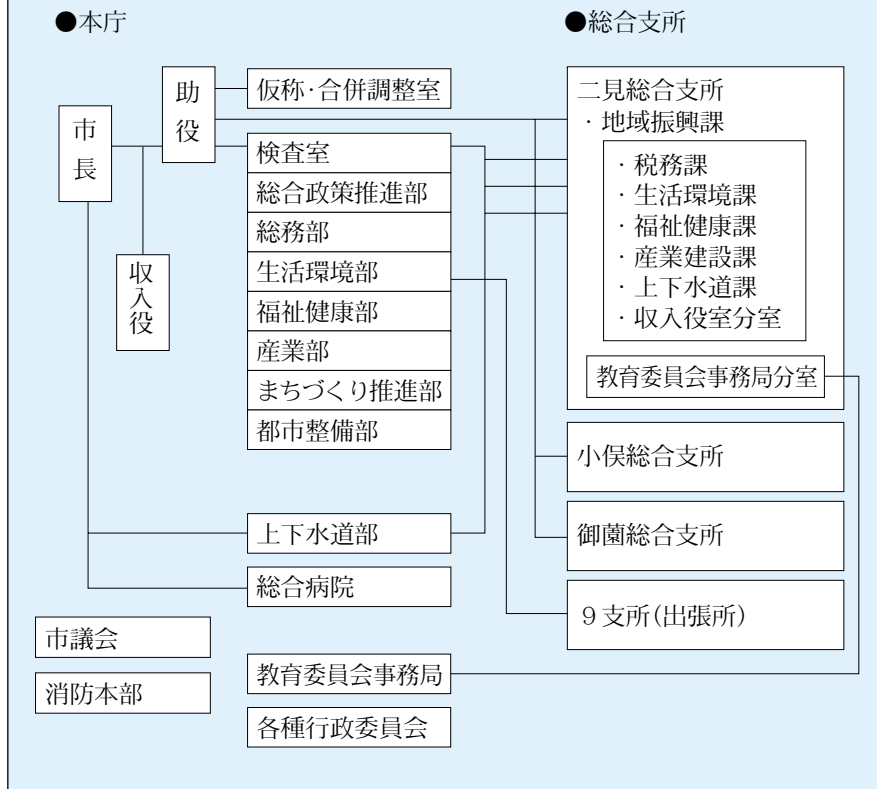
そして、組織・機構については新市の業務体制を整える基礎となることから、他の項目に優先して取り組み、この協議会に中間報告を行いました。その内容について簡単に説明します。

#### 一 基本的な考え方

合併当初は住民生活に混乱を生じないように、またサービス低下を招かないよう、全市域で均等かつ良質なサービスを提供できる組織の整備を重視し、また中長期的には、時代の要請に即した、簡素・効率的かつ適正な組織・機構を整備していくこととしています。



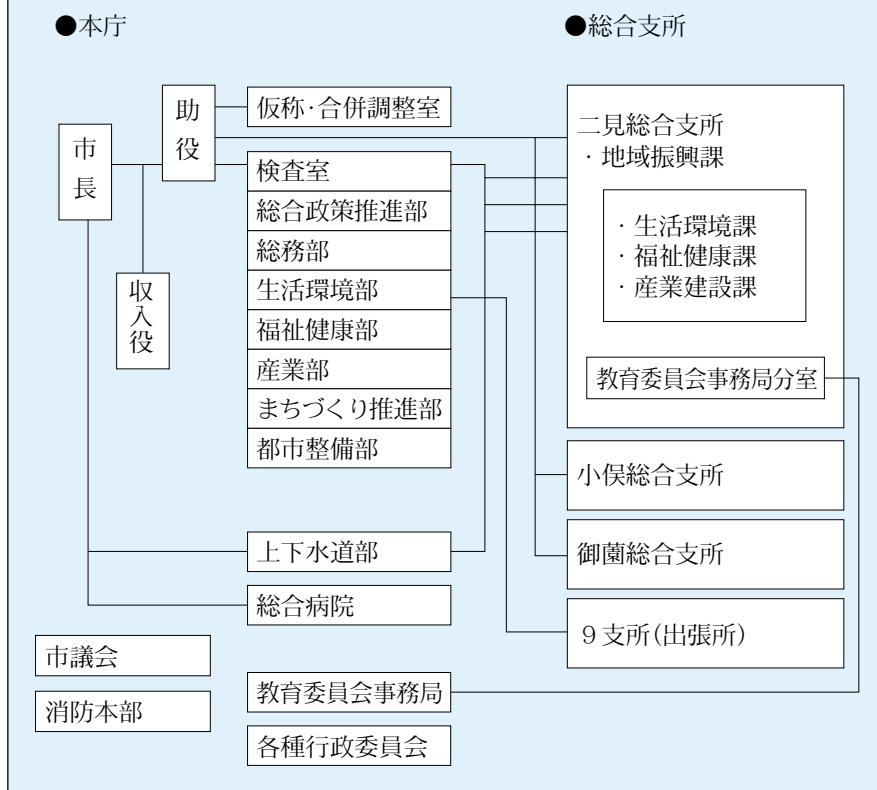
### ●短期（前期）イメージ図



二 整備方針  
大きく短期・中長期・新市統合完了後の3期間に分類して整備していくこととしています。  
さらに短期を前期（合併後3年間程度）と後期（前期終了後2年間程度）に分けて考えます。  
前期は、住民の皆さん

にご迷惑をかけないように、合併時の混乱回避に重点を置いて、今までの組織形態を概ね継続することとしています。  
後期は、前期の状況を見ながら、市民の視点から、より効率的な組織体制を目指すこととしています。

### ●短期（後期）イメージ図



そして中長期の方針は、合併後5年から10年ごろまでの組織・機構を想定しています。  
この段階においては、新市建設計画の実現に向けて、体制を強化するとともに、前期の組織・機構を再評価し、本庁・総合支所の再編を進め、一

方では社会経済情勢の変化などにあわせて、見直しを行っていくこととしています。  
この中間報告を基に、さらに検討を進め、新市の組織・機構の整備方針の策定に向けて作業を行います。



(注) 総合支所の組織は二見の例を掲げていますが、他の総合支所も同様です。

## ●新市の市章選考

新市の市章について、選考方法、基準が報告されました。

その主な内容は次のとおりです。

市章の選定については、合併協議会の4号委員に専門知識を有する者3名以内を加えた選定委員会を組織して、応募された図案の中から、市章候補デザインを10点以内に絞り込み、7月14日の第18回合併協議会において決定されます。

選考基準は、地域の歴史特性、循環型のまちづくりの発想の中から掲げた、新市の将来像にふさわしいものとなっています。



## ●指定金融機関

<sup>※1</sup>指定金融機関の指定について報告がなされました。

指定金融機関については、平成16年9月24日の第9回合併協議会で、

「その他事業（その2）の調整内容について」において、「指定金融機関は伊勢市の例を基に調整する。」

<sup>※2</sup>収納代理金融機関については、現在4市町村において指定されている金融機関をすべて網羅する形で告示を行う。」というところで承認されています。

この結果に基づき、収入役会議で協議した結果、「現在、4市町村とも（株）百五銀行を指定しており、合併時の事務量の軽減、地域住民の利便性を考慮し、合併時の指定金融機関は（株）百五銀行を指定する。」との結論に至り、助役・幹事会、首長会議での了解を経て、報告がなされたものです。

協議会では、「競争の原理を考えれば、現在、4市町村で百五銀行を指定しているからといって、合併後も金融機関を変えないことが良い事なのかどうか。また、他の金融機関は危ないというよう

な風評被害が出ては如何なものか。更には、新市建設計画には『地域金融機関の役割が重要である』ことも明記されているし、指定金融機関ならば地域のために一肌脱ごうという気持ちが伝わってこないといけない。」という意見が出される一方、「住民の方がどの金融機関を一番よく利用しているかを考えれば、この決定は自然な流れではないか。」という意見も出されました。

また、「合併時には百五銀行でいくけれども、合併後、一定期間が経過した後は、金融機関を変えるということも緊張感が生まれていいのではないかとという議論も、首長会議ではなされた。」との補足説明があり、若干の文面の整理はあるが、基本的には事務局報告どおり承認されました。

## 【用語の解説】

<sup>※1</sup>指定金融機関

地方公共団体が公金（税金や水道料金など）の収納又は支払いの事務を取り扱わせるために置く金融機関のことです。

指定金融機関を指定するためには、議会の議決が必要です。

また一つの地方公共団体の指定金融機関は一つでなければなりません。

<sup>※2</sup>収納代理金融機関

地方公共団体の長が、指定金融機関の取り扱う収納の事務の一部を代理して取り扱わせるために指定する金融機関のことです。

収納代理金融機関については、数の制限もなく、また指定に当たって議会の議決を必要としません。



## 今後の協議会開催予定

— どなたでも傍聴できます —

### 第18回協議会

日時：平成17年7月14日(木) 13:30～  
会場：県営サンアリーナ「国際会議場」

\*上記の日程はあく

までも予定です。

今後、詳細が決ま

り次第、新聞紙上

や当協議会のホー

ムページなどでお

知らせしていきますが、傍聴を希望される

方は、念のため事前に協議会事務局（Tel21-1020）で日時・会場等をご確認ください。



## その他

その他の項では、市章候補選定委員会設置要綱と、次回の合併協議会の開催日時について協議され、いずれも了承されました。

### ●市章候補選定委員会設置要綱

新「伊勢市」の市章を制定することを目的に、市章候補選定委員会を設置することとし、委員構成については、市章選定

## 各市町村の合併担当窓口

協議会を構成している各市町村の合併担当窓口は次の通りです。

### ■伊勢市市町村合併推進課（職員は協議会事務局に常駐）

TEL 0596-21-5538 FAX 0596-21-1022  
E-mail gpk-ise@crocus.ocn.ne.jp

### ■二見町企画課

TEL 0596-42-1111 FAX 0596-43-3754  
E-mail info@town.futami.mie.jp

### ■小俣町総務課

TEL 0596-22-7858 FAX 0596-22-3454  
E-mail info@town.obata.mie.jp

### ■御園村企画室

TEL 0596-22-0235 FAX 0596-28-2404  
E-mail misono@amigo.ne.jp

## 協議会事務局

### ■伊勢地区合併協議会

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号  
伊勢市役所内  
TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022  
E-mail : ise-gappeikyogi@crocus.ocn.ne.jp  
URL http://www10.ocn.ne.jp/~ifom-gpk/

これまでの協議会での協議事項などは、随時、ホームページでより詳しく紹介しています。皆さん、ご覧ください。

100 この「協議会だより」は再生紙100%を使用しています。

のところでお知らせしたとおり、合併協議会の4号委員（民間選出）11名と、デザインの知識を有する者3名以内となっております。

### ●第18回合併協議会

次回の合併協議会は、平成17年7月14日の木曜日に、三重県営サンアリーナ1階の国際会議場で、午後1時30分から開催されます。

## 合併に関する番組放映中!!

～7月は4号委員による対談(予定)～

現在、ケーブルテレビの各市町村の行政チャンネルで、市町村合併に関する番組（4市町村共通）を放映しています。

これまでに放映されたものとして、5月前半が伊勢市、5月後半が二見町、6月前半が小俣町、6月後半が御園村のそれぞれの施設を紹介しています。

また合併に関するお知らせコーナーなどもあります。

毎月的前半と後半で内容が変わりますので、是非ご覧ください。

